

八尾市建設工事に係る業務検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は別に定めるもののほか、八尾市財務規則（昭和39年規則第33号。以下「財務規則」という。）の規定に基づき、八尾市が発注する建設工事に係る調査、測量、設計等業務委託（以下「業務」という。）の設計審査、検査及び業務成績の評定（以下「検査等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施に資するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 審査とは、業務の経済性及び合理性並びに他の業務との整合性その他について、技術的妥当性を検討することをいう。
- (2) 検査とは、業務受注者（以下「受注者」という。）の契約の履行を確認することをいう。
- (3) 出来高検査とは、業務委託契約約款（以下「契約約款」という。）（調査業務等）第43条及び（土木設計業務等）（建築設計業務等）（以下「（土木建築設計）」という。）第44条（発注者の任意解除権）、契約約款（調査業務等）第44条及び（土木建築設計）第45条（発注者の催告による解除権）、契約約款（調査業務等）第45条及び（土木建築設計）第46条（発注者の催告によらない解除権）、契約約款（調査業務等）第45条の2及び（土木建築設計）第46条の2（暴力団排除における発注者の催告によらない解除権）、契約約款（調査業務等）第50条及び（土木建築設計）第51条（解除の効果）、契約約款（調査業務等）第51条及び（土木建築設計）第52条（解除に伴う措置）の規定に基づき行う既履行部分の検査をいう。
- (4) 業務部分完成検査とは、契約約款（調査業務等）第37条及び（土木建築設計）第38条（部分引渡し）の規定に基づき行う当該指定部分の検査をいう。
- (5) 完了検査とは、契約約款（調査業務等）第31条及び（土木建築設計）第32条（検査及び引渡し）の規定に基づき業務の完了を確認する検査をいう。
- (6) 業務主管課長とは、業務委託契約の履行を主管する課等の長をいう。
- (7) 監督員とは、監督職員及び主任監督職員をいい、財務規則第125条第1項に規定する職員をいう。
- (8) 検査職員とは、財務規則第125条第2項に規定する職員をいう。
- (9) 設計図書とは、図面、仕様書、補足説明書及び質問回答書をいう。
- (10) 契約図書とは、業務委託契約書及び設計図書をいう。
- (11) 管理技術者等とは、管理技術者（現場代理人）及び各担当技術者をいう。

(検査の実施)

第3条 検査等は、業務委託料200万円以上の業務について実施する。

(設計審査)

第4条 次の各号に掲げるものについて、契約検査課職員が設計審査を行う。

- (1) 設計金額が 500 万円以上の業務。ただし、別表 1 の各号に掲げる業務については、設計審査を省略することができる。
 - (2) その他 契約検査課長が必要と認めた業務
- 2 業務主管課長は、設計審査を受けようとするときは、(当初・変更)設計審査依頼書(様式一1)に関係書類を添えて契約検査課長に依頼しなければならない。
 - 3 第1項の設計審査とは、業務の履行の適正を図るため、設計の内容について審査を行うことをいう。
 - 4 契約検査課長は、第3項の設計審査が完了したときは、設計審査完了通知書を業務主管課長に送付するものとする。

(検査の内容)

第5条 検査は、契約図書に定める業務の実施能力、実施状況、品質管理能力及び出来ばえ、取り組み姿勢について、別に定める業務成績評定基準に基づき適否の判断を行う。

(検査職員の権限)

第6条 検査職員は、管理技術者等に対して業務に関する書類の提出又は説明を求めることができる。

(検査の立会い)

第7条 検査に際しては、原則、監督員及び管理技術者等の立会いのうえ検査を行わなければならない。ただし、検査職員が認めるときはその限りではない。

(検査の中止)

第8条 検査職員は、検査に際し管理技術者等が検査職員の指示に従わないとき又は検査の執行を妨害したときは、検査を中止して業務主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(手直しの指示等)

第9条 業務主管課長は、検査結果が契約図書の内容に適合しないものであると認めるときは、期限を定めて手直しをするよう受注者に指示しなければならない。

- 2 前項の規定による受注者への指示は、書面により行うものとする。ただし、軽微なものについては、口頭により行うことができる。
- 3 受注者は、手直しが完了したときは、業務主管課長へ書面により報告をしなければならない。
- 4 業務主管課長は、前項の規定による手直し完了の報告があったときは、再度対象業務の検査を行うものとする。ただし、軽微な手直し等については、手直し業務完了報告書又はその他の方法をもって再検査にかえることができる。

(業務成績の評定)

第10条 検査職員は、完了検査の結果、契約図書の内容に適合したものであることを確認したときは、八尾市建設工事に係る業務成績評定書(様式一2)に評定結果を記入して、業務主管課長に報告しなければならない。

(検査結果の報告)

第 11 条 業務主管課長は、業務検査の結果が契約図書の内容に適合したものであると認めるときは、次の各号に掲げる検査調書等のうち該当するものを作成し、市長に報告しなければならない。

- (1) 出来高検査にあつては業務出来高検査調書（様式－ 3）
- (2) 業務部分完成検査にあつては業務部分完成検査調書（様式－ 4）
- (3) 完了検査にあつては業務完了検査調書（様式－ 5）、業務成績報告書（様式－ 6）

2 業務主管課長は、前項に規定する業務成績報告書（様式－ 6）を契約検査課長に送付するものとする。

(検査結果の通知)

第 12 条 市長は、受注者に対して、次の各号に掲げる検査の結果を示した通知書を速やかに交付する。

- (1) 出来高検査にあつては業務出来高検査結果通知書（様式－ 7）
- (2) 業務部分完成検査にあつては業務部分完成検査結果通知書（様式－ 8）
- (3) 完了検査にあつては業務完了検査結果通知書並びに業務成績評定通知書（様式－ 9）

(検査等の委託)

第 13 条 市長は、必要と認めるときは、検査等を市職員以外の者に委託することができる。

(業務成績評定書等の保存)

第 14 条 業務主管課長は、検査した業務成績評定書等を翌年度から 10 年間保存する。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2. この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

3. この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

4. この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

5. この要綱は、令和 6 年 10 月 7 日から施行する。

別表 1

契約検査課の設計審査を省略することができる業務

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 国又は府の補助事業で、設計及び積算の審査又は指導を受けたもの |
| 2 | 特殊機械器具に関するもの |
| 3 | 公園遊具等の補修に関するもの |
| 4 | 災害応急復旧に関するもの |
| 5 | 国宝、文化財、史跡名勝記念物等の特殊なもの |
| 6 | ガス設備に関するもの |
| 7 | 基本調査又は家屋調査等に関するもの |
| 8 | 清掃又は維持保守管理に関するもの |
| 9 | その他契約検査課長が認めたもの |

様式－1

年 月 日

(あて先) 契約検査課長

業務主管課長

設計審査依頼書

下記の業務について、八尾市建設工事に係る業務検査要綱第4条第2項の規定により設計審査を依頼します。

履行年度	年度	設計書種別	<input type="checkbox"/> 当初設計	<input type="checkbox"/> 変更設計
------	----	-------	-------------------------------	-------------------------------

業 務 名	
業 務 場 所	
予 定 履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
設 計 担 当 者	

※記入不要

受 付	年 月 日	No.
-----	-------	-----

八尾市建設工事に係る業務成績評定書 [土木工事関連]

担当課名()

業 務 名																						
業 務 場 所																						
受 注 者											管理技術者											
											照査技術者											
業 務 委 託 料	¥																					
履 行 期 間	年 月 日					~					年 月 日											
主管課確認年月日	年 月 日					手直し指示年月日					年 月 日											
業務完了通知年月日	年 月 日					手直し完了報告年月日					年 月 日											
完了検査年月日	年 月 日					再検査年月日					年 月 日											
評 定 項 目	評 定 区 分															評 点						
	監 督 職 員					主 任 監 督 職 員					検 査 職 員											
	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e							
1. 業務の実施能力	I 業務実施体制					10	8	7	3	0	5	4	3	1	0						/ 15	
2. 業務の実施状況	I 工程管理能力					10	7	5	2	0											/ 10	
	II 理解力					5	4	3	1	0						5	4	3	1	0	/ 10	
	III 技術力及び企画・提案力					5	4	3	1	0						5	4	3	1	0	/ 10	
3. 品質管理能力及び出来ばえ	I 成果品の品質・出来ばえ										20	17	14	7	0	20	17	14	7	0	/ 40	
4. 取り組み姿勢	I 責任感・積極性等					10	8	7	3	0	5	4	3	1	0						/ 15	
5. 評定点計						点					点					点	100					
6. 法令遵守等	点数										-10	-8	-6	-4	-2							
	該当項目(措置等の内容)										1	2	3	4	5	6	7					
7. 評定点合計	5. 評定点計(点)					—6. 法令遵守(点)										点						
評 定 者 職 氏 名	(監督職員)										(検査職員)											
	(主任監督職員)										(検査職員)											

* 工事に係る業務のみ対象

八尾市建設工事に係る業務成績評定書 [建築工事関連]

担当課名()

業 務 名																		
業 務 場 所																		
受 注 者	管理技術者						建築技術者						機械技術者					
	主任技術者						電気技術者						積算技術者					
業 務 委 託 料	¥																	
履 行 期 間	年 月 日					~					年 月 日							
主管課確認年月日	年 月 日					手直し指示年月日					年 月 日							
業務完了通知年月日	年 月 日					手直し完了報告年月日					年 月 日							
完了検査年月日	年 月 日					再検査年月日					年 月 日							
評 定 項 目	評 定 区 分															評 点		
	監 督 職 員					主 任 監 督 職 員					検 査 職 員							
	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e			
1. 業務の実施能力	I 業務実施体制															/ 22		
	II 配置技術者																	
2. 業務の実施状況	I 工程管理能力															/ 23		
	II 理解力																	
	III 技術力及び企画・提案力																	
3. 品質管理能力及び出来ばえ	I 成果品の品質・出来ばえ															/ 31		
4. 取り組み姿勢	I 取り組み姿勢															/ 24		
5. 評定点計	点					点					点					100		
6. 法令遵守等	点数					-10 -8 -6 -4 -2												
	該当項目(措置等の内容)					1 2 3 4 5 6 7												
7. 評定点合計	5. 評定点計(点)					—6. 法令遵守(点)										点		
評 定 者 職 ・ 氏 名	(監督職員)					(検査職員)												
	(主任監督職員)					(検査職員)												

* 工事に係る業務のみ対象

様式－3

業務出来高検査調書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

業務主管課長

下記の業務を検査した結果、契約書等に適合するものと認めます。

記

業 務 名			
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
受 注 者			
業 務 委 託 料	¥	出来高率	%
既 履 行 部 分 業 務 委 託 料	¥	・ 契約解除	
検 査 日			

検 査 職 員		
---------	--	--

(主管課へは、2部提出)

様式－４

業務部分完成検査調書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

業務主管課長

業 務 名 _____

業 務 場 所 _____

受 注 者 _____

業務委託料 _____ 全体請負金額（部分引渡しに係る業務委託料）

上記業務は、部分完成検査の結果、次の部分について契約書、設計図書等に適合するものと認めたので報告します。

完成 検査 済 部分		
	検 査 日	年 月 日
	検 査 職 員	

(別記様式)

業 務 引 渡 部 分 払 申 請 書

年 月 日

(あて先) 八 尾 市 長

(受注者) 商号又は名称
代表者氏名

別紙 (添付) 明細書のとおり施行いたしましたので、下記についてご確認のうえ、業務の引渡部分の支払を受けたく申請します。

① 業務名			
② 業務委託料		⑨ 履行期間	年 月 日から
③ 引渡部分相当額			年 月 日まで
④ 前払金額		⑩ 部分完成検査日	年 月 日
⑤ 前払金支払済額		⑪ 今回出来高率	⑫ = ③ / ② × 100 %
⑥ 前払金清算額			
⑦ 引渡部既部分払金額		ただし、出来高率 (%) の少数点第 3 位以下は、切捨てとする。	
⑧ 今回申請額			

(前払金清算額の算定式)

⑥前払金清算額 = (③引渡部分相当額 ÷ ②業務委託料) × ④前払金額

ただし、二年以上にわたる契約を締結し、かつ前払金を分割した場合で、

⑤前払金支払済額 ≤ ⑥前払金清算額 となるときは、⑤前払金支払済額を⑥前払金清算額とするものとする。

(部分引渡しに係る業務委託料の算定式)

部分引渡しに係る業務委託料の額 = 引渡部分に相応する業務委託料の額 × (1 - 前払金額 / 業務委託料)

様式－5

業務完了検査調書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

業務主管課長

下記業務は、検査の結果、契約書及び設計図書等に適合するものと認めます。

記

業 務 名 _____

業 務 場 所 _____ 八尾市 _____

履 行 期 間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日 _____

受 注 者 _____

業 務 委 託 料 _____ ¥ _____

検 査 日 _____ 年 月 日 _____

検 査 職 員 _____

様式－6

業務成績報告書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

業務主管課長

業 務 名			
受 注 者			
業務委託料	¥	検 査 日	
検 査 職 員		立 会 者	

上記業務の検査評定成績を、次のとおり報告します。

評 定 項 目	細 別	業務（土木関連）	
		評定点／満点	
1. 業務の実施能力	I. 業務実施体制		
2. 業務の実施状況	I. 工程管理能力		
	II. 理解力		
	III. 技術力及び企画・提案力		
3. 品質管理能力及び出来ばえ	I. 成果品の品質・出来ばえ		
4. 取り組み姿勢	I. 責任感・積極性等		
5. 法令遵守等（減点のみ）			
評 定 点 合 計			100

様式－6

業務成績報告書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

業務主管課長

業 務 名			
受 注 者			
業務委託料	¥	検 査 日	
検 査 職 員		立 会 者	

上記業務の検査評定成績を、次のとおり報告します。

評 定 項 目	細 別	業務（建築関連）	
		評定点／満点	
1. 業務の実施能力	I. 業務実施体制 II. 配置技術者		
2. 業務の実施状況	I. 工程管理能力 II. 理解力 III. 技術力及び企画・提案力		
3. 品質管理能力及び出来ばえ	I. 成果品の品質・出来ばえ		
4. 取り組み姿勢	I. 取り組み姿勢		
5. 法令遵守等（減点のみ）			
評 定 点 合 計			100

様式－8

第 年 月 日 号

(受注者) 商号又は名称
代表者氏名 様

八尾市長

業務部分完成検査結果通知書

下記の業務について、部分完成検査の結果を通知します。

記

1 業 務 名

2 業 務 委 託 料 ¥

3 履 行 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 部分完成検査日 年 月 日

5 検 査 結 果

(受注者) 商号又は名称
代表者氏名 様

八尾市長

業務完了検査結果通知書並びに業務成績評定通知書

下記の業務について、検査の結果並びに八尾市建設工事に係る業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を除く。）以内に、当職に対して、その旨を付した書面により説明を求めることができます。

記

1 業 務 名

2 業務委託料 円

3 履行期間 年 月 日～ 年 月 日

4 完了検査日 年 月 日

5 検査結果

6 成績評定 評定点 点（項目別評定点は、別表1のとおり）

別表 1

項 目 別 評 定 点

(土木工事関連)

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1. 業務の実施能力	I. 業務実施体制	/ 15 点
2. 業務の実施状況	I. 工程管理能力	/ 10 点
	II. 理解力	/ 10 点
	III. 技術力及び企画・提案力	/ 10 点
3. 品質管理能力及び出来ばえ	I. 成果品の品質・出来ばえ	/ 40 点
4. 取り組み姿勢	I. 責任感・積極性等	/ 15 点
5. 法令遵守等 (減点のみ)		
評 定 点 合 計		/100 点

別表 1

項 目 別 評 定 点

(建築工事関連)

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1. 業務の実施能力	I. 業務実施体制 II. 配置技術者	/ 22 点
2. 業務の実施状況	I. 工程管理能力 II. 理解力 III. 技術力及び企画・ 提案力	/ 23 点
3. 品質管理能力及び 出来ばえ	I. 成果品の品質・ 出来ばえ	/ 31 点
4. 取り組み姿勢	I. 取り組み姿勢	/ 24 点
5. 法令遵守等 (減点のみ)		
評 定 点 合 計		/100 点

参考様式－ 1

年 月 日

(あて先) 契約検査課長

業務主管課長

設計審査省略依頼（業務）

下記の業務について、設計審査の省略を依頼します。

業 務 名	
業 務 場 所	八尾市
設 計 金 額	¥
予 定 履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
適 用 条 項	八尾市建設工事に係る業務検査要綱第4条第1項（1）ただし書
理 由	
業 務 概 要	

添付資料：位置図

受 付 日	年 月 日
-------	-------

参考様式－ 2

手直し業務指示書

年 月 日

(受注者)

様

業務主管課長

下記の事項に関して早急に手直しを実施し、期限までに報告してください。

記

業務名

主任監督職員

監督職員

手直し報告期限

年 月 日

指示内容

参考様式－3

手直し業務完了届

年 月 日

(所属長)

様

(受注者)

手直し業務指示書の指示内容について、手直しが完了致しましたので下記のとおり報告します。

記

業務名

管理技術者

主任／照査技術者

手直し内容